

第1218回 高知市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開催日 平成31年3月27日（水）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第4号 高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について

日程第3 市教委第5号 高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第4 市教委第6号 高知市教育委員会請願処理規則の制定について

日程第5 市教委第7号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

日程第6 市教委第8号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について

日程第7 市教委第9号 高知みらい科学館指導員設置に関する規則の一部改正について

日程第8 市教委第10号 高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について

日程第9 市教委第11号 高知市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について

報告 ○第468回高知市議会定例会に提案した予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告

○空調設備改修工事に伴う高知市立鏡公民館の一部休館及び高知市ギャラリー白雲の全館休館について

○第4次高知市スポーツ推進計画実施計画改訂について

○潮江市民図書館耐震補強整備事業に伴う潮江市民図書館の休館及び空調設備改修工事に伴う鏡図書館の休室について

○平成31年3月市議会代表質問・個人質問概要について（教育委員会関係）

4 出席者

| | | |
|-----------|----------------|---------|
| (1) 教育委員会 | 1 番教育長 | 山 本 正 篤 |
| | 2 番委員 | 谷 智 子 |
| | 3 番委員 | 西 森 やよい |
| | 4 番委員 | 野 並 誠 二 |
| | 5 番委員 | 森 田 美 佐 |
| (2) 事務局 | 教育次長 | 弘 瀬 健一郎 |
| | 教育次長 | 高 岡 幸 史 |
| | 図書館・科学館担当理事 | 貞 廣 岳 士 |
| | 参事スポーツ振興課長事務取扱 | 永 野 哲 也 |
| | 教育政策課長 | 和 田 典 子 |
| | 教育政策課教育企画監 | 和 田 広 信 |
| | 教育環境支援課長 | 岩 原 圭 祐 |

生涯学習課長
教育研究所長
保育幼稚園課長
教育政策課長補佐
図書館・科学館課長補佐
教育政策課総務担当係長
教育政策課主任

池 上 哲 夫
近 森 夏 彦
中 村 一 歩
吉 本 忠 邦
高 石 敏 子
神 岡 純 子
北 岡 美 樹

1 平成31年3月27日（水） 午後3時00分～午後4時25分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

山本教育長

それでは、ただいまから第1218回高知市教育委員会3月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は谷委員、よろしく願いいたします。

谷委員

はい。

山本教育長

それでは、議案審査に移ります。今回、たくさん議案がありますが、よろしく願いいたします。

日程第2 市教委第4号「高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

2ページの日程第2、市教委第4号「高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」説明を申し上げます。

趣旨に書いてありますように、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、公の施設の指定管理者の選定に係る審査を行うため、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則第3条により、委員の委嘱又は任命についてご説明させていただきます。

今回の審査対象施設は高知市工石山青少年の家でございます。次の3ページ目をご覧ください。今回委嘱又は任命を予定しております審査委員会委員名簿でございます。この名簿の皆様は、実を言いますと、昨年8月の教育委員会にて一度お諮りをさせていただき、承認をいただいたものです。そのとき、工石山青少年の家の指定管理者の募集を進めておりましたが、残念ながら9月の受付期間中に応募がございませんでした。ただ、説明会に参加いただいた企業にヒアリングをさせていただいたところ、工石山の立地条件が厳しく、予定していた指定管理料では職員の確保が困難という内容の回答を複数いただきましたので、指定管理料の見直しを行い、この1月から再度公募を行っているところです。今回承認をいただきましたら、本年4月に審査委員会を開催し、その手続が順調に進めば、来年4月から指定管理者による運営を目指しているところです。

説明は以上です。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

はい。今回は手が挙がったようでございますので、審査を進めることができるかと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見もないようですので、この件につきまして質疑を終了しまして、採決に移りたいと思います。市教委第4号「高知市工石山青少年の家指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第4号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第5号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長

高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱につきまして、任期中の委員から辞退の申出があり、委員の交代を行うものです。

次の5ページをお開きください。高知新聞社の人事異動に伴いまして、竹内誠委員の委嘱を解きまして、新たに運動部長の森一公委員を委嘱するものでございます。

以上でございます。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【はい】—————

山本教育長

高知新聞の異動ということで、運動部長にずっとお願いしているようでございます。

それでは、ご意見もないようでございますので、この件の質疑を終了しまして採決に移ります。市教委第5号「高知市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第5号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第6号「高知市教育委員会請願処理規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

議案書8ページをご覧ください。現在、教育委員会に提出される請願の処理につきましては、教育長に権限が委任されていることから、請願書を受理した際は、請願事項の事務を所管する所課において収受し、適正に検討した上で回答をするなどの対応を行っています。教育委員会への報告につきましても、必要に応じて行うものとしているところでございますが、今般、より丁寧で誠実な対応を行うため、請願の取扱いにつきまして、規定の整備を行うものでございます。

第3条「請願書の取扱い」をご覧ください。「請願書を受理したときは、教育委員会の会議に提出しなければならない」と規定しておりますが、教育長の専決として、第4条第1項で「請願の内容が軽易なものであるとき」「処理が既になされた請願と同趣旨のもので、その処理をされた日から1年以内に提出があったものであるとき」「緊急その他やむを得ない事情があるとき」は、教育委員会の会議を経ずに提出された請願を処理することができるとしております。そして、第4条第2項において、教育長の専決として請願を処理したときは、その旨を直近の教育委員会会議で報告すると規定しております。

また、第5条におきまして、必要があると認めるときは、請願者及びその関係者の出席を求めて、説明を聴取することを規定いたしました。

この規則は公布の日である平成31年4月1日から施行としております。

説明は以上です。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

この請願というものを、日頃余り考えてこなかったのですが、憲法などで、その議会に対する請願というのがございますよね。ここでの請願というのは、およそ陳情とか要望とかそのようなものを一切含むというか、どこら辺に法律上だと似たようなものがあるのか、というのを一つお聞きしたい。あと、恐らく高知市本体に対してというか、市長部局に対して似たような規則が既にあるのではという想像をしますが、そういうものがもう本市において存在するのかという、差し当たって2点、お聞きしたいと思います。

教育政策課長

その請願という言葉を使って、似たようなところで、陳情であるとか要望であるとかというものはあると思います。今回、請願というのは、それこそ国又は地方公共団体の機関に対して、文書で要望や意見を述べることを保証するというで、憲法にはっきりと規定されている権利であるということのようです。これについては取り出して、請願という言葉で出てきたものについては、このように処理をいたしましようということ、今回設定したものなのですけれども、市長部局の議会、事務局、こちらに対して出される請願というものについては、規定というものは無いという形になっております。

西森委員

そうですね、やはり。

高岡教育次長

市長部局でダイレクトアタックという制度であったり、市民の声というような形で、そういうものを広聴広報部門が受理した場合は、市長まで報告し回答について指示を仰いで、文書なりで回答をする、そういう制度もございます。

西森委員

分かりました。そうすると、この今回の規則というのは、どこかにひな形というか前例があって、それを作るというような感じの簡易なものではなくて、一から書き下ろしている感じの規則ということですか。

教育政策課長

やはり参考になっているところはございまして、まず、この請願については12月議会の質問で、委員さんから提出された経過がございます。そのときに、この権利というのが市民にあるとか、国民の方に余り知られていない、その原因の一つには、そういったことの窓口の設置であるとか、そういったことがきちんとなされていないので、そういう状況にあるのではないかとということで、一定そのルール作り、他市においてもルールを作っているところがあるので、そういったところを参考にルールを作ってはどうかというような意見もございました。それで、今回、幾つかルールを確認いたしまして、県内の11市中で7市が、既に規則なり何なりの規定をもっている状況です。四国4市の中では2市が、既に規則を持っているような状況でございましたので、そちらを参考にしながら、今回については作ったという形になっております。

西森委員

分かりました。いや、前例があって、例えば市長部局にこれがあって運用されているから、前例も解釈も大丈夫ですというような感じだと、余り不安感がないのですが。幾つかばらばらになりますが教えてください。まず、第3条の教育委員会の会議というのは、何を指しているのですかという点の一つと、それから4条の(1)で「請願の内容が軽易なものであるとき」という、この見分けというのはとても難しいと思うのですが、具体的にどの辺りで軽重の判断をされる、軽易という言葉がまた使われておりますが、どうかというようなところとかですね。文言でぱっと見て、その解釈上、若干悩みがあるのかなと、私が感じるのはそこですけど。その2点差し当たって。

教育政策課長

教育委員会の会議ですけれど、この会議は、この「定例会」とかで出されている、この会議で付議をするという形のことを指しています。あと、「軽易なものであるとき」についてですけども、これにつきましては、教育委員会の権限に属する事務からきています。その中でも、その権限に属する部分の中の一部が、教育長に事務委任されておりますので、その事務委任されておるものであるとか、あと、教育長にその専決が認められておるものもございまして。これにつきましては、軽易なものという形で扱っていく形で考えております。

西森委員

分かりました。今の請願ですけど、要望とか陳情とかいろいろあると思うのですが、取りあえず請願というタイトルになっているかどうかというところがポイントなのでしょうか、ということが1点と、あと、議会の場合は議員さんのご推薦でしたか、何かないと出せないと思うのですが、今回はそういう立て付けになっているのでしょうかというところ。あともう一つが、請願は、憲法上は「何人も」になっていると思います。ここにおいて、高知市教育委員会に対して請願をする者に、何らかの制限が設けられているのか。極端に言うと、例えば北海道の方が、あり得るかもしれないですね、高知市教育委員会に。例えば全国の市に出すなんていうことも、最近はいろいろな運動があるようなので。そういったことについても、制限はないというふうに思っているのでしょうか。

教育政策課長

まず一つ目のその請願ですけど、ここは請願という、この言葉を用いて出されたものということで考えております。

それから二つ目の推薦のところですが、これは議会とは違っていて、推薦等は必要ございません。

三つ目が「何人も」というところですけども、これは特に高知市の方に限ったものということではございません。

西森委員

はい、分かりました。ばらばらで申し訳ありません。以上です。

山本教育長

ちなみに議会の方は、議員さんの推薦があれば請願。議員さんがもしそれでなければ、陳情という形で、いずれも取り上げて審議するような形になっていると思います。

西森委員

分かりました。

山本教育長

これはひな型がありますよね。

教育政策課長

はい、ございます。

山本教育長

実際に制定しているところのひな型を見て、沿った形で作らせていただいたら。

西森委員

分かりました。

山本教育長

この件に関しまして、ほかに質疑等ございませんでしょうか。

西森委員

これは教育委員会で承認がなされたら4月1日に公布されて、直ちに施行されるということだと思いますが、どうやって周知をされるのですか。

教育政策課長

まずはホームページへ掲載しようと考えております。周知については、まずそこを考えているところですが、他の市町村なども参考にしつつ、良い方法があればまた考えてまいります。

山本教育長

ほかにご意見等はございませんでしょうか。

谷委員

附則2の「この規則は」というところですけど、なお同日前に、つまりは4月1日前に提出のあった請願書については、もう既にその提出がなされているような請願書については、なお従前の例によるという、ここがはっきり分かりませんので教えてください。

山本教育長

請願書を受けて各課で処理をして、適切な対応をする。これまでのやり方です。

谷委員

これまでのやり方でやります。4月1日以降はこれですということですね。分かりました。

西森委員

第5条で教育委員会が必要があると認めるときは、請願者及びその関係者の出席を求めて説明を聴取することができると思いますが、この具体的なイメージについて知りたいと思います。例えばAさんという人が請願をされました。これは直接お話を聞きたいですねとなって、しかもAさんのみならず関係者と目されるBさんという人もその文書から浮かび上がってきましたとした場合、例えば保護者と何か関係する方かもしれません、説明を聴取するという場面になったとき、どこでお受けするのでしょうか。この会議でということになるのでしょうかというのが1点です。自分の経験の中で各担当課の方、市の職員さんからご説明を受けること、それは毎回あるわけですが、それ以外の方からご説明を受ける機会というのは、基本的になかったような気がいたします。そうだとすると非常に異例の場というか、経験のないことになってくるのですけれども、この辺りのイメージを教えてくださいませんか。

教育政策課長

この第5条につきましては、具体的にこういうケースというところが、今のところ十分には想定できていませんが、一応どの場面かということではいきますと、やはりこの教育委員会の会議の中で聴取をするという構図を考えております。そういったことが、必要が生じたときにこの会によってできるという形を整えております。

山本教育長

あくまでも教育委員会の中で話をするに当たって、もう少し聴かないとこの例、ルール、内容が分からないよねというようなときに、こちらが求めて初めて実施するものです。過去に自分の経験上1度だけあるのが、新堀川の関係です。今県道の拡幅工事をやっていますけれども、あの下に遺跡があると。重要な遺跡があるので、それは教育委員会にとって残すことを県知事なり市長に報告すべきではないかということがありまして、それに関して教育委員会のこの部屋の中へ請願者の方に入っていて、ご説明、その方が集めた資料とかそういうものを説明していただいて話を聞くということが、平成19年ぐらいに1度だけありました。ただ、それも向こうが求めてからでは

なく、こちらがどういう重要なものがあるのかということが分からないので、お話を伺いしましょうということで、聴取したことが1度だけあります。

西森委員

分かりました。

山本教育長

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

それではこの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第6号「高知市教育委員会請願書規則の制定について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第6号は原案のとおり審議を決しました。

日程第5 市教委第7号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

市教委第7号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」説明いたします。

議案書11ページをご覧ください。こちらに新旧対照表を載せております。改正の趣旨といたしましては、平成30年9月25日から針木・長浜両給食センターの配食が開始され、大量の生ごみが出たことに伴いまして、再任用運転手及び臨時作業員の恒常的な超過勤務が発生している状況がございます。この状況を改善するため勤務時間の改正を行うものでございます。具体的には「1日6時間・週5日の勤務」から「1日7時間45分・週4日勤務」へと変更し、同時に勤務時間の開始を1時間繰り上げて「9時から16時までの勤務時間を8時から16時45分までとする」ものでございます。

この改正につきましては、公布の日である平成31年4月1日の施行としております。

説明は以上です。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

恒常的な超過勤務というのは大体どの程度でしょうかということをお伺いしたいのと、あと、これによって勤務時間の形態が確保されるわけですけど、この方々のより良い勤務形態のために、例えばシフトをこうすとか、もう少し人を増やすとか、そういうような対策を考えたりこの方々の労働条件の改善になるようなことを、他に何か検討されているのかお伺いしたいと思います。

山本教育長

この方たちは一度市役所の勤務を終えて再任用という形で勤務いただいている方になりますので、フルタイムで来るのではなく週の勤務時間が38時間以内という形になります。その場合、市役所では二つの勤務形態を採ってます。一つは短時間勤務にして5日間来ていただく勤務、もう一つはフルタイムで4日間勤務いただく形になります。今回で言いますと、短時間で5日来ていただいていたけれども、生ごみの発生量が多くて、時間外が発生するというのであれば、フルタイムで来ていただくことにより時間外がなくなります。その代わり週4日勤務になると。ただ、勤

務日数が減ってきますので、1日少なくなる分については、1名追加をしまして、1名追加することによって負担軽減という形を採らせていただくようにしております。

教育政策課長

超過勤務というところですが、もともと9時から業務開始という勤務時間でしたけれども、そこが朝8時から5時まで、それも毎日ということでしたので、毎日1時間の超過勤務が発生していたという状況です。

森田委員

それに掛かる金額、賃金のお支払いは、大丈夫でしたか。

教育政策課長

はい。

西森委員

私、労働のことは余り明るくないのですが、これは不利益な変更になるのですか。労働者側にとっては不利益変更になりますか。超過で。

山本教育長

1週間のうち2時間は変わりませんね。

西森委員

変わらない。

山本教育長

そうです。そして勤務形態を変えるのは高知市が決めて、ここの職場についてはこういうふうな勤務実態で勤務してくださいということで、再任用を募集します。再任用は1年単位の募集になりますので。そこは変わるというのではなしに、任用替えを毎年行いますので、その中で条件を提示して働いていただくということになります。

西森委員

分かりました。

山本教育長

ほかには質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

それではほかにご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第7号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よつて市教委第7号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第8号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

市教委第8号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」説明をいたします。

議案書14ページの新旧対照表をご覧ください。改正の趣旨といたしましては、平成31年度教育委員会の機構改革に伴う事務分掌の変更について、改正をするものでございます。左側の「旧」をご覧ください。教育政策課の事務分掌、第4条第1項第15号「組織横断的な教育政策の総合企画及び調整に関すること」につきまして、教育政策課の所管から学校教育課の所管に変更するため、

右側「新」にありますとおりこれを削り、15ページ右側の「新」にありますように学校教育課の事務分掌、第5条第1項第16号として加えるものでございます。

続きまして16ページをご覧ください。教育環境支援課の「備品・情報整備担当」が「備品整備担当」と「情報整備担当」に分かれることに伴い、事務分掌を追加するものでございます。第5条の第1項第2号の次に第3号として「情報処理システムの整備に関する事」、第4号として「情報処理システムの開発に係る総合調整に関する事」を加えております。この改正につきましても公布の日である平成31年4月1日施行としております。

説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

教えてください。16ページの(3)と(4)の情報処理システムのところですけど、具体的にいうと(3)は例えばこういうもので、(4)はこういうものというところ、どんなイメージですか。

教育環境支援課長

初めの方につきましては、システムを導入することに関していろいろ契約が発生します。情報処理に関することになりますので、機械の性能がどうであるとか、ネットワークに適用したらどうかとか、そういった専門的な内容が入ってきます。そのところにつきまして、教育委員会若しくは学校で整備する際、全体的に当課がその調整というかシステムの中身を見るということになってきます。

二つ目でございますけれども、今回、統合型校務支援システムというものが全学校へ入っていく形になっていきます。その際に各学校との調整が、全ての学校で必要になってくるということもございます。それから各課の所管事務に関しても、若干システムと関わりが出てくるようなことがございますので、そういった実際の業務の関わり合いになること、各課との調整を教育委員会の中で総合的にやるところの業務、システムに関する事を調整するという業務ということですよ。

森田委員

より学校との、何々小学校との調整とか、実際の現場の業務に近いところですか。

教育環境支援課長

統合型校務支援システムの業務になりますと、今まで手で成績表を書いていた学校事務がありますけれども、これからは統合型校務支援システムで入力をしていただいて、成績表が出力できますというように、総合的にやり方が変わってきます。全ての学校に調整をしていくこと、そういったことの周知とか学校へそういう設定をしに行くといったことになります。

森田委員

分かりました、ありがとうございます。

西森委員

教育政策課の(15)ですが、この教育政策の中には、学校教育の中に例えば生涯学習とかそういったことも含まれていたということになりますか。それとも、この時点から学校教育に絞り込まれていたということになりますか。

教育政策課長補佐

旧の規程につきましても、文言では教育政策のことでしか書いていませんが、学校教育に関する総合企画・調整を行っていましたので、移すに当たって文言の整理をしたということになります。

西森委員

分かりました。それでは、もともと含まれていた何か、これを機にさりげなくなってきたということではないですね。

教育政策課長補佐

はい、そういうことではないです。

西森委員

はい、分かりました。

山本教育長

ほかはよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

それでは、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第8号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第8号は原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第9号「高知みらい科学館指導員設置に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

図書館・科学館課長補佐

市教委第9号「高知みらい科学館指導員設置に関する規則の一部改正について」説明をいたします。資料は17ページから19ページをご覧ください。

高知みらい科学館指導員の報酬は、「高知市報酬並びに費用弁償条例」によって上限月額を定めております。そして、高知みらい科学館指導員設置に関する規則によって区分単価を定めております。平成31年4月をもちまして、「高知市報酬並びに費用弁償条例」が改正されることとなり、高知市みらい科学館指導員報酬の上限月額が202,000円以内から202,100円以内に、100円の増額となります。このことに伴いまして、19ページの新旧対照表にありますように、規則事項の区分単価を見直すものであります。

説明は以上です。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

2点あります。まず1点目は、高知市の報酬というおおもとが変わるので、それに連動されて変わるということによろしいですね。

あと、もう一つは指導員の方ですが、これより科学館の活動に対して、非常に大変敬意を表しております。具体的にはどこで活動をされている方になりますか。実験をされていたり、本当にいろんなところで手厚い活動をされていると思いますけど、どの方たちですか。

図書館・科学館担当理事

高知みらい科学館指導員というのは、前身で言いますと潮江市民図書館の上に子ども科学図書館があり、そこで教員OBの方を中心に科学教室などをされていた方でございまして、その延長線上発展形ということで、指導員として委嘱をし、高知みらい科学館で活動してもらっています。具体的に言いますと、毎週土曜日だったかと思いますが、日曜日だったかもしれませんが、ミニ科学教室という、科学館の方で展開をやっているというところ、科学教室ですね、野外の科学教室などは当然高知城に出て行ったりということで、昆虫採集であったりというような教室であったり、クラブであったりというような、そういう活動をされている方でございます。主にはオーテピアのみらい科学館の活動ということと、野外のイベントもございます。

西森委員

分かりました，ありがとうございます。

山本教育長

それでは，ほかにご意見がないようですので，この件の質疑を終了し，採決に移ります。市教委第9号「高知みらい科学館指導員設置に関する規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第9号は原案のとおり決しました。

日程第8 市教委第10号「高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育研究所長

市教委第10号「高知市教育研究所条例施行規則の一部改正」につきまして，説明をいたします。

改正の趣旨は，資料20ページにありますように，同施行規則第5条に基づき委嘱しております「高知市教育研究所研究員」の委嘱期間の上限を削り，研究の成果を広く高知市全体に普及させ，学校教育の振興及び充実に図るために連続性を持って研究ができるよう整備するものでございます。改正する箇所は次のページ，21ページにありますように，第5条の第2項，「1年に限って」を削り，連続性を持って研究ができるようにいたします。第6条第1項では文言の整理を行うものです。そして，第7条第2号では働き方改革の観点を含め「毎月1回」を削り，特に回数を規定せず，必要に応じて「定例会」を開催できるようにいたします。22ページは新旧の対象表を載せております。

説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関しまして，質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

今，研究員の方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

教育研究所長

平成30年度，本年度は，全部で13の領域で，グループでやっているものがおりましたので，15名を委嘱しました。その前の年が17名，大体その程度で例年運営しております。

森田委員

教えてください。これは，研究員の方から何か要望があった，何かそのきっかけということが一つと，あと，「上限を削り」，それでも3年とか5年とか10年とかいうのがあり，こういう場合は削るとか，そういうのがあるのでしょうか。ここまでにするとか。

教育研究所長

まず，研究員というものを研究員制度ですが，高知市の小・中学校，高等学校，特別支援学校，義務教育学校の教員に広く募集しているもので，本人からの意向といいますか，要望によりやっております。あと，上限に関しましては，今までは最長2年であったところですがけれども，近年なかなか要望を出してくれる方も少なく，ただ，やってくれる方は熱心に何年も続けてやっていただけるというような現象も出てまいりましたので，その方には連続してやっていただく。特に，今年，来年も予定している方は実は3年目になりますけれども，今度のプログラミング教育に関わって，ずっとやってくださっておりますので，32年度の小学校での実施に向けて，その方を中心に事例集なんかも作成をしていきたいというふうに考えてのこともございます。ただ，ずっとというところ，上限の上のところ，そこまではまだ想像はできていませんでした。

森田委員

でも、ご本人の要望があればということですよ。

教育研究所長

あれば、考えていきたいと思っております。

山本教育長

それでは、ほかにご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第10号「高知市教育研究所条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第10号は原案のとおり決しました。

日程第9 市教委第11号「高知市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育環境支援課長

23ページをご覧ください。趣旨としましては、今後実施予定の国の幼児教育無償化に対応するため、市立幼稚園の保育料を定額から世帯の所得に応じた応能負担に変更するということと、減免規定につきましても、他の教育施設を利用している世帯との均衡を図るために、所定の規定を改めるものでございます。

続きまして、38ページの新旧対照表をご覧ください。まず、条例第2条、保育料の決定につきましてもございますが、応能負担に移行することにより、世帯の市町村民の住民税の均等割額及び所得割額に基づいて認定される階層区分によって保育料が決定されることになっております。また、世帯の市町村民税の均等割額及び所得割額が変更された場合につきましては、高知市保育料階層区分認定基準に基づき階層区分を改定いたしまして、これに伴い保育料の改正を行うことということになっております。なお、保育料が決定又は更正された場合につきましては、納入通知書によって当該世帯に通知をするということを示しております。

それから、39ページの第4条でございますけれども、保育園の減免規定に関してでございますが、現行では生活保護世帯、市町村民税の非課税世帯及び教育委員会が保育料の納付が困難であると特に認める世帯については、保育料の減免又は免除を行うと規定をしておりましたけれども、応能負担に移行することによりまして、他の施設を利用している世帯との均衡を図るため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の減免の規定を削除いたしまして、別に定める高知市保育料減免基準に基づき減免を適用するものに改めるものでございます。その他の条項につきましては、条ずれを起こしているところの各号を改めているものでございます。

なお、保育料の額に関する規定につきましては、新たに制定をいたします「高知市立保育所の保育料の額を定める規則」で定めることになっております。

質問に関しましては、事務を委任しております保育幼稚園課の方からお答えさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

現行が分かっていないのですが、まず一定適用される幼稚園は1園だけですか。どこでしょうか。

山本教育長

かがみ幼稚園です。

西森委員

今、現状が幾らかというか、どこに規定があるのかというのが一つ疑問です。それと保育料が今回新たにこういう形になると、人によっては高くないかと。保育料は結構掛かるものですが、と思ったりすると、あと、結果的に国が無償化というふうにするということは、所得要件によって無償になる人と、一定負担がある人とができるということだったかと思っていますけど、そういった観点から、現状と今度具体的に保護者の負担はどういうふうに変更になりそうなのかというところを教えてください。

保育幼稚園課長

現状が一律の保育料ということで、月額6,000円。それから、預かりを利用した場合に7,000円ということ。幼稚園ですので現在のかがみ幼稚園は、保育時間が15時半ということになります。それ以降預かる場合はまた別料金ということになります。そこを教育認定というところで、先ほど説明もありました所得階層に応じた保育料に移行します。最大で19,400円という形になりますので、住民税の所得割の額が多い世帯については、当然、現在からして利用料や保育料が増額するというケースも出てきますし、住民税の非課税世帯以下であれば、安くなります。

西森委員

月6,000円に、3時半以降は預かり保育料が別途かかる。それが移行すると、その6,000円の分が19,400円まで最大上がるということですか。

保育幼稚園課長

はい。

西森委員

場合によれば、13,000円アップする人が出てくるということですね。

保育幼稚園課長

あと、先ほど申しました分は保育料部分、15時半までの部分であって、同じようにその預かり部分で別料金発生しますので、そうすると負担が増える世帯が出てきます。

西森委員

そうですね。多分、数万単位で上がる世帯が出てくる可能性があるということですよ。数万というか、現状6,000円だったのが19,400円になる。まず13,000円上がって。

保育幼稚園課長

そうですね。

西森委員

預かり部分も場合によったら、応能負担で上がったりすると。

保育幼稚園課長

預かり部分は基本変わりません。

西森委員

では、13,000円ぐらい上がるかもしれない人が出てくるということですね。

保育幼稚園課長

先ほど申しました19,400円という額は、年収の目安としては1,000万を超えるような世帯になります。子育て世帯ということで、そういう世帯の方は何がしかというふうに考えています。

西森委員

分かりました。それが今後、無償化ということになると応能負担の形にはなるけれども、どの部分が無償になるのでしょうか。

保育幼稚園課長

幼稚園部分の無償化については、その保育料と預かり部分も無償化の対象になりまして、月額で37,000円までということになっています。無償化は10月から始まりますので、その保育料部分と預かり部分を含めて37,000円まで無償になりますので、先ほど申しました一番階層の高い世帯になると、若干負担も生じますけど、そういったところ大部分はこの無償化の対象になってきます。

西森委員

1番高い世帯が、基本19,400円プラス何かを払っていても、とにかく37,000円部分まではなくなるので、差額の数千円を負担すれば見てもらえるとそういうことですか。

保育幼稚園課長

はい。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

山本教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第11号「高知市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第11号は原案のとおり決しました。

続いて、報告事項に移ります。

「第468回高知市議会定例会に提案した予算外議案に関する意見についての教育長専決処分の報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

第468回市議会定例会3月議会ですけれども、こちらの提案で提出をしました予算議案及び予算外議案に対する教育長専決処分につきましては、2月の定例教育委員会においてご報告をしたところですが、その後急ぎ議決をいただく必要がある議案として、3月1日議会開会の日追加提案をさせていただき、同日に他の議案とは別に分離して審議、可決をいただいた案件となっております。

内容といたしましては、教育委員会所管の予算外議案2件で配付させていただいております「平成31年3月市議会定例会提出議案一覧」こちらに基づきましてご説明を申し上げます。

提出議案一覧1ページでございます(1)市第60号高知市立学校空調設備第一区整備事業請負締結議案、2ページでございます(2)市第61号高知市立学校空調設備第二区整備事業請負締結議案、その2件を一括してご説明申し上げます。

本市の市立小・中、義務教育、特別支援学校の全ての普通教室へのエアコン設置につきましては、昨年11月の第466回市議会臨時会におきまして、総額28億円の予算のご承認をいただきました。これを受け、児童・生徒数が100人未満の小規模校7校43教室につきましては、昨年の12月に入札を実施し、全て市内業者により施工業者を決定いたしました。本年6月末までの工期でただいま整備を進めているところでございます。今回提出をいたしました2件の議案につきましては、残りの市立小・中学校等の50校781教室にエアコンを整備するための請負締結議案でございます。第一区は都市ガス供給エリアの学校、第二区は都市ガス供給エリア外の学校を対象としております。本工

事につきましては、2月14日にプロポーザル方式による審査を行いまして、2月18日に優先交渉権者を決定し、仮契約の受付に入りましたが、契約手続には一定の時間を要したことから、仮契約の締結が議案発送の後ということになったために、2月22日の3月市議会定例会の議案発送に間に合わなかったということがございました。しかしながら、小・中学校の空調設備が全国的に進められておりますことから、空調機器の需要等が逼迫していること、エアコンを設置する普通教室の数が多く、本工事を工期内に確実に完了させるには早期に契約を行い、整備期間を確保することが不可欠ということがございましたので、議案を追加提案させていただいたという経緯がございます。第一区、第二区共に契約の相手方は株式会社四電工高知支店を代表企業といたしまして、荒川電工株式会社と株式会社総合建設コンサルタント広島事務所により構成されます、四電工・荒川電工・総コン特定事業共同企業体でございます。提案をされた熱源といたしましては、第一区が都市ガス、第二区が電気となっております。2件の議案につきまして、同一事業者が契約の相手方となっておりますが、プロポーザル審査会の中では、同事業者からは第一区と第二区を同時に行うことを想定しての提案内容であることや、これまでの学校空調整備に係る豊富な実績に加え、既にご下請けが企業として複数の市内業者から施工協力の同意を得ていること。また、空調機器についてメーカーとの納入機器の調整が完了していることなどの説明もございましたことから、工期内の施工については問題がないものと考えております。

なお、契約の相手方は代表企業が市外企業ではございますが、工事の大半を市内企業へ発注する予定としているとの提案がなされておまして、市内業者の活用等により、一定の地域経済への貢献は認められるものと考えております。また環境への配慮に関しましては、市が示した要求水準書の中で環境負荷の少ない設備を採用することとしておりましたが、これに対して契約の相手方からは空調機器設置による受変電設備改修に際し、従来変圧器よりも約40%のエネルギー消費量が低減され、地球温室効果ガスであるCO₂削減が実現できること、環境負荷の低減に配慮した変圧器を採用しているほか、各教室にCO₂モニターを設置するなど、学校環境衛生基準にも配慮した提案がなされておりました。また、学校における施工計画を立てる際に重要となってくる部分ですが、提案をされた計画では校舎内の工事については、長期休業期間に集中して行い、児童・生徒が工事のために教室を移動することがなく整備ができるよう、教育活動への配慮がなされたものとなっております。提案額といたしましては、第一区が10億3,680万円、第二区が6億1,760万2,000円と他の提案よりも大幅に安価な提案がなされておまして、この部分で供給においても大きな得点差が生じておったという結果があります。

最後に今後のスケジュールでございますが、3月1日に議決をいただきまして、本契約を締結いたしております。直ちに事業の実施に移っておりまして、来年度末の整備完了に向けて事業を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

教えてください。まず、一つ目です。教室数の数え方ですが、最近見ていると、非常に空き教室が多いように思われます。ただ、児童の増減で今年はクラスが1クラス多かったとか少なかったとか、多分それぐらいはあると思いますが、基本的には現状使われている教室という考え方というのが一つです。

それからもう一つは、暑いことばかり気にしていましたが、エアコンということは、寒いときも使えるということなのですよね。現状で今、学校でストーブを使っていたりということはありますでしょうか。私の頃はストーブがあつて、囲いとかしてはいましたが、走り回るなどと言われて

ですね。そういうのは今もあるのかということです。その点を、お聞きしたいです。エアコンが整備されることで、ストーブなどは撤去になりますかというのをお聞きしたいです。

山本教育長

まず、今回発注に当たりましては、9月現在の31年度の児童推計に基づいて各学校の教室を想定して、実際に使う教室数をカウントしておりました。ただ、實際上、若干そこに変更が出てきましたので、今、受託業者のほうで、3分の1、2分の1くらいの学校で実際変更がなっていますので、そこを変更できるかどうかというのを提言させていただいて、できる限り変更に対応したいと。ストーブは久重小学校にストーブがあるのは知っていますけども、それ以外は置いていないですね。

弘瀬教育次長

久重、行川、土佐山学舎、鏡、山間部のところはどうしても冬場はかなり冷え込みますので、必要に応じて使っているのではないかと思います。

山本教育長

冬場の暖房ですが、学校のほうに電気代を配当としてお配りをしますけれども、その中で学校側に調整をお願いする形になりますが、夏に使い過ぎるとなかなか電気代とか。ただ、寒さについては一定子供さんが集まってきて教室の中で授業をすると、暑さほどではないのかなと思っています。そこは学校によって状況を見ながら。例えば極端に子供の少ない学級とかであれば、もしかしたら先生の判断で使うというのはあると思いますけれども、一定学校の環境や設備もありますので、その基準を見ながら学校に判断していただくかと思っています。

西森委員

分かりました。

野並委員

31年度終了時点で、普通教室は設置率が何%ぐらいになりますか。

高岡教育次長

普通教室は100%です。

野並委員

100%，そうですか。

谷委員

100%は凄いですね。私が愛宕中学校にいたときに、学校の周りが車の排気ガスなどの関係があって、それで全教室にエアコンをつけていました。そのときには夏はつけましたけど、冬は一切使いませんでした。電気代のこともありますし。ですから、校長会なりいろいろそういうところで、暖房はどこまで使うのかということ、ある程度のめどを立てることができるのであれば、そういうふうな話にしたほうが。電気代のこともありますので。そこは少し気になりますね。今から動いていたほうがいいかな。

高岡教育次長

今まで整備した学校で、教育長、私どもが担当のときは冷房専用機というのがありまして、高知市の場合も冷房専用機を導入していました。安かったですし。冷房専用機が廃止になってエアコンを設置するときに、学校によっては暖房のないものは切る、使わないので、最初からつながらないというような整備をした経過もあるので、今もほとんどの学校が使っておりません。今回エアコンを整備をしたときに、当然冬場もという要望は出てくると。ただ、一方でインフルエンザ等そういった外の保健の面からどうなのかということが恐らくあるのではないかなと。乾燥であったり、そういった部分。そこらも研究をしないといけないところだと思います。何時間、何分に1回、空気の入れ替えをしてとか、加湿はどうするだとか。そういった、使うに当たって、そっち方面の研究が委員会として必要なのかなというふうには考えています。

谷委員

必要だと思いますね。

山本教育長

半分以上の学校はガスです。夏場のガス料安いです。冬場のガス料は高いです。それも含めて、単年度どれぐらい電気代要るのかというのも。実際31年度から工事ですので、実際の運用が始まるのが32年度です。その運用を見ていながら高知市の財政状況もありますので、そこを無制限に光熱費がもらえるのかというのがなかなか厳しいところがあると思いますので、先ほど次長が説明した内容について、教育環境支援課とも協議、研究しながら、使い方については一定また考えていかないといけないと思っています。ただ、28億の予算で、これ見ていただいたら分かるように、この2つの工事で16億数千万しか使っていませんので、トータル18億ぐらいで終わる、10億安く上げることができましたので、助かります。

ほかはよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

山本教育長

それでは続きまして、「空調設備改修工事に伴う高知市立鏡公民館の一部休館及び高知市ギャラリー白雲の全面休館について」事務局から説明をお願いをいたします。

生涯学習課長

空調設備改修工事に伴う高知市立鏡公民館の一部休館及び高知市ギャラリー白雲の全館休館ですが、この2つの施設は平成7年に完成した鏡文化ステーションR I Oにそれぞれ設置されております。今回その空調機が老朽化のため故障し、その改修工事を本年5月から8月の予定で実施するものです。その改修工事の期間中、鏡公民館には大会議室、小会議室、和室、多目的ホールなどありますが、それぞれ施工場所に合わせて一部利用できなくなる部分が生じますので一部休館とし、ギャラリー白雲については、7月から8月の工事期間中、資料を倉庫等に整理しまして保存しますので見学できない状況になることから、全館休館するものです。

なお、鏡地域の皆様には毎月全戸配布している広報誌がありますが、それを使って既にお知らせさせていただいており、ご理解をいただいているところです。

説明は以上です。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

山本教育長

それでは続きまして、「第4次高知市スポーツ推進計画実施計画の改訂について」事務局から説明をお願いします。

スポーツ振興課長

スポーツ推進計画の実施計画の見直しについてご報告させていただきます。今年度は平成26年に10か年を計画期間として策定しました「第4次高知市スポーツ推進計画」の策定から5年の中間年に当たりますことから、今後5年間の具体的施策を中心に実施計画の見直しを実施しました。

策定に当たりましては、検討委員会により有識者の方々からご意見をいただき検討を進めてまいりました。検討委員につきましては、本市のスポーツ推進審議会委員で、当初の計画策定にご尽力をいただきました、スポーツや地域振興、スポーツ指導員の調査や研究を行なわれている大学教授や講師の方や、ご自身が交通事故により車椅子生活を余儀なくされ、現在は障害のある方を対象に、

運動を支援する、一般社団法人の代表の方など、5名の委員の皆様には、ご意見をお伺いしながら検討を進めてまいりました。

A 4横1枚ものの「実施計画改訂版の概要」で説明をさせていただきます。

まず、計画の総合目標としましては、成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度となることとしており、この目標値は、国や県と同じ値となっています。本市では平成24年度の市民意識調査では33.9%でありましたが、今年度の調査では45.2%となっており上昇していますが、目標値には更なる取組が必要となっています。

また今回、個別目標として、県が目標値として設定しています①1年間に実際に会場でスポーツを観戦した割合が50%以上となること、②1年間にスポーツに関するボランティア活動を行った割合が10%以上になることを新たに設定しております。

主な施策としましては、まず、「する」スポーツの充実としまして、現在、本市では、市民スポーツレクリエーション祭や地区対抗スポーツ大会、ジュニア駅伝等のイベントや大会、また健康づくり教室や幼児・小学生、また中高年対象のスポーツ教室などを実施していますが、それらの更なる充実を図ると共に、日頃スポーツに親しまれていない方々が地域で運動を始めるきっかけとなるような、機会の創出に取り組むこととしております。

また、障害者スポーツの普及では、障害者スポーツ大会や体力づくり教室ほか障害者を対象とした多くの事業を行なう高知県障害者スポーツセンターと連携し、より障害者スポーツへの理解が深まるよう、障がい者スポーツの魅力を広く情報発信し、啓発活動に取り組むこととしております。

また体育会・総合型クラブの活動の推進では、小学校区単位で地区の体育会が活動しており、地域のスポーツイベントの実施をしていただいております。昨年の区民運動会は市内34地区において実施されました。スポーツ実施率の向上には、地域でのスポーツ推進が欠かせないことから、地区体育会の取組状況など定期的な情報収集を行うとともに、体育会全体での情報交換会を開催し、情報共有を図りながら地区体育会・総合型クラブの活性化を図ってまいりたいと考えています。また、大学などと連携し、学生に地区体育会の行事に参加してもらうなどにより、地区体育会の活性化や人材の発掘に取り組むこととしております。

「みる」スポーツの充実については、オリンピックパラリンピック等を契機としたスポーツの振興です。ラグビーワールドカップ2019の開幕や、東京2020オリンピックパラリンピックの開催を契機に、市民のスポーツへの関心が高まるよう、県や関連団体と連携して、大会参加国の事前合宿受入れや合宿時の交流を図るホストタウンの推進に取り組むこととしております。

「ささえる」スポーツの充実では、地域でスポーツを推進していただける方を養成するスポーツ推進指導員養成教室を実施しておりますが、近年受講生が減少傾向でありましたが、周知や実施内容の改善に取り組み、本年度は19名の方々が約7ヶ月にわたる養成教室を終え12月に修了式を迎えられました。また、今年1月には、スポーツ推進委員の研修会で、県立障がい者スポーツセンターから講師を招き、ブラインドサッカーを行いました。今後におきましても、指導員の更なる資質の向上のため、障がい者スポーツに関する研修等の充実を図る内容としています。

最後に、「場所」の充実では、スポーツ施設の整備と利便性の向上です。陸上競技場トラックについては、日本陸上競技連盟から第2種の公認を受けていますが、トラックの損傷が激しく、次回検定時、32年4月に公認の更新が行えるよう、改修に取り組むこととしています。また、東部総合運動場の拡張に向けて、現在不足しています駐車スペースの拡張や、新たなスポーツ施設の整備など、利用者の利便性の向上やスポーツツーリズムが図られるよう、取り組むこととしております。

説明は以上です。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等はございましたらお願いいたします。

西森委員

特段質疑ということでもないですが、意見というか、多分もう既におやりになっていることに関しての意見です。

13ページを拝見しておりますと「スポーツ実施率」という言葉があって、その中に「散歩や体操なども含む」という言葉があります。できたらこのところは、市民にもう少し分かるようにやっていただきたい。なぜなら、私のように読んだ瞬間、全く私には関係ないというふうに判断して、一切スポーツ実施率に貢献することもないだろう、というような外枠にいる人間というのが存在すると思います。これを読んで散歩も良いのだなと思えば、ひょっとしたら私も1%ぐらい貢献できるかもしれないという気になりますので、散歩も含むというところをもう少し広報お願いいたします。

スポーツ振興課長

どうしてもスポーツといたしますと競技スポーツをイメージしてしまいがちですので、国もこういった散歩や体操、軽運動もスポーツの一環だということで推奨していますので、この辺りPRしていきたいと思います。

西森委員

よろしく申し上げます。

山本教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

山本教育長

それでは、続きまして「潮江市民図書館耐震補強整備事業に伴う潮江市民図書館の休館及び空調設備改修工事に伴う鏡図書館の休室について」事務局から説明をお願いいたします。

図書館・科学館課長補佐

「潮江市民図書館耐震補強整備事業に伴う潮江市民図書館の休館及び空調設備改修工事に伴う鏡図書館の休室について」報告をいたします。資料53ページと別紙をご覧ください。

潮江市民図書館につきましては、平成31年度に耐震補強・大規模改修を実施するため、平成31年5月中旬から約1年間、休館いたします。休館中は潮江市民図書館東隣のアスパルこうちにおいて、本の返却や予約本の受取などができるサービスポイントを設置する予定です。

なお、2階にありました子ども科学図書館跡は、潮江地区のコミュニティ拠点、高知みらい科学館倉庫、対面音訳室として活用していきます。

次に、鏡図書館の休室についてです。鏡図書館は、空調設備老朽化により改修工事を実施するため、平成31年5月下旬から約1か月半の予定で休室します。

以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

山本教育長

それでは、次に「平成31年3月市議会の代表質問・個人質問の概要について」事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長補佐

お配りしておりますA4ホッチキス留めの資料、「平成31年3月市議会 代表質問・個人質問概要」と書いた資料をご覧ください。3月1日から25日までの期間で行われました3月市議会定例会

において出された、教育委員会に関わる代表質問・個人質問の概要について簡単にご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員18人中、12人の議員から全部で48問の質問がありました。多岐にわたって質問がございましたが、主な内容については、抜粋してご報告を申し上げます。多かったご質問といたしましては、「教職員の働き方改革」、「就学援助」、「生徒指導」に関してそれぞれ5問。「自転車通学用ヘルメット」、「学校備蓄品整備」、「特別支援教育」、「学力テスト」、「小・中学校へのエアコン整備」に関してそれぞれ3問の質問がございました。詳細につきましては、後ほど資料をごらんいただければと思います。

報告は、以上になります。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

このナンバー9番のところでLGBTの質問がありますけど、要するにこれは、そういうふうに教育の現場でこういう教育を充実させてほしいとか、教員に研修してほしいとか、何かそういう要望があったということですか。

山本教育長

そうですね。高知市がどういう対応を採っているのかということ、実際こういうのに対して今後どういうふうに取り組む、この支援を行っていくのかということのご質問でございました。実際上はこれまでそういう方がおいでたこともあるようでして、トイレの配慮とかそういうふうな形で、もし対象児童がいた場合については、そういうような対応をしているということをお答えさせていただいたところでございます。高知市全体として人権のことについては、方針を立ててやっていますので、なるべくそれに沿った形で、今後もLGBTに限らず、全ての人権問題について啓発していきますとお答えさせていただきました。

森田委員

何か要望みたいな形で出たというか。分かりました。ありがとうございます。

山本教育長

県条例の中でヘルメット、18歳未満の子供さんについては、努力義務、親御さんとして子供さんにかぶせるなどが出てきた関係で、補助金を作って、中学校そして商業高校で自転車での通学を認められている子供さんについて、一人2,000円を上限に県からの補助金もいただきながら、県が1,000円、高知市が1,000円という形で、こういう制度を31年度から創設しました。その中でやはり着用率を上げるためには、買うだけでは駄目だろうという話もありますので、そこについては31年度どういう形で装着率を上げていくのかということについて、学校だけではなくに交通安全会議とか警察とか市の中にも交通安全の所管部署がありますので、そういうところとも協議をしながら、どういう対応をしていくのか検討をしていくということをお答えさせていただいたところです。県内でいいますと、高知市以外のところはもうヘルメットの義務化がされているという状況もありますので、そこも視野に入れながらですね。

谷委員

そうですね。

山本教育長

はい。高知市でも鏡、土佐山は義務化されています。

ただ、学校だけでは絶対無理ですので、やはり地域の方のみんなの力をお借りしながらやっていかないと、指導だけでは難しいと思っています。

谷委員

どこだったかな、高知市で、通学だけではなく自転車に乗る場合に、地域としてヘルメットの補助があるような。

山本教育長

南警察署の交通安全協会が独自の補助制度ということで、今年度からヘルメットを購入した際に同じ制度を行っています。購入した場合に2,000円補助というのを作っています。ただ、やはり利用者自体も相当少なかった。横浜中学校か何かで事故があって、保護者の訴えなどを受けて制度ができたというふうに聞いていますけど、今回そこについては、県・市が中学校でやり始めたので、今後は小学校を対象にその制度は続けていくとのこと。

谷委員

そうですね。警察とも連携をとりながら、地域と啓発というか、PTAなんかの行事などでも、そのようなところでヘルメットに関わることなんかを。

山本教育長

県条例ができたときは当初、警察は通勤の際に自転車で来ている人はヘルメットを義務化するみたいな話があったようですが、そこについてはもう義務化ということではなく、努力義務という形で協力依頼みたいな形になったようです。実は教育委員会についても課長会の中で私の方からのお願いということで、自転車で通勤される方については、県条例ではヘルメットの義務化はされていないですけども、保険の加入に努めなければならないとされていますので、そこのところを周知させていただくとともに、市役所市長部局についても、職員に対して県条例を推進する協力依頼という文書を出させていただいたところです。

谷委員

教員も自転車乗って来る人はおりますよね。

山本教育長

4月の校長会で協力依頼という形で、私の方からお伺いさせていただこうかというふうに思っています。自身の安全を守るためにもつながります。

谷委員

そうですね。事故、命ですからね。はい。分かりました。

山本教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

_____ 【は ー い】 _____

山本教育長

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで、教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時25分

署 名

教育長 _____

2番委員 _____